

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

核兵器・核実験モニター

219
04/10/1

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動): Pacific Campaign for Disarmament and Security
223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーネ102号
Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org
編集責任者 ■ 梅林宏道・田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」
銀行口座 ■ 横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

特集 東北アジア地域安保

姿を見せる新たな困難

「核には核を」「ミサイルにはミサイルを」という力による脅迫のサイクルを断ち切る道こそ、私たちが東北アジアの「共通の安全保障」を基調とする「平和の仕組み」として目指しているものである。最近明らかになった韓国のウラン濃縮実験やプルトニウム抽出実験が、この地域にもたらしている複雑な波紋は、「東北アジア非核地帯」など地域安全保障の枠組みの重要性を、私たちに再認識させている。三つの核保有国が包囲し、日本に潜在核兵器能力があり、韓国に核主権論が強く、北朝鮮に核開発疑惑があるという全体的な土壌抜きに、この事件の意味は解釈できないであろう。まず、事実の冷静な理解のために有益である姜政敏(カン・チュンミン)、鈴木達治郎、ピーター・ヘイズ3氏共著のエッセイを掲載した。

攻撃ミサイル、核弾道ミサイル、巡航ミサイルなどが睨み合っている環境で、ミサイル防衛は決して専守防衛兵器になり得ない。実際、この地域の新たな軍備競争が生み出されている。この地域に世界で真っ先に配備されようとしているミサイル防衛システムもまた、共通の安全保障への障害である。日本と韓国のそれぞれのミサイル防衛政策について、エッセイを掲載する。(編集部)

1

「核」の冒険 韓国の誤った

姜政敏(カン・チュンミン)
鈴木達治郎
ピーター・ヘイズ

2004年9月10日

技術的能力および科学的知識は、一旦手に入れてしまうと、手放すのは極めて困難である。1970年代初頭、および伝えられるところによれば1970年代後半から1980年代初頭において、韓国は核兵器開発能力を獲得しようと試みた。これらはすべて、国家承認のもとで行われたものであり、フランスから再処理施設を調達するという計画や、アメリカから中距離ミサイルの設計書およびロッキード社のジェットエンジン工場を一括して購入する計画も含まれていた。これらの初期の冒険的な核開発はアメリカの介入により停止された。

それ以来、韓国によるエネルギー生産のための原子炉への莫大な投資、OECDへの正式な加盟、さらにアメリカによる下位の同盟国への核抑止政策の拡大などにより、韓国の核兵器獲得という意図は残らず打ち砕かれたと、多くの専門家は考えていた。それでも韓国の核開発組織の中には、日本と同様に、核燃

今号の内容

[特集] 東北アジア地域安保
姿を見せる新たな困難

韓国のウラン濃縮実験 日本MDの現状
韓国もMDに参加

米軍再編クロノロジー(上)

池子・米軍住宅増設問題

揺らく「安保」の「法による支配」

料サイクルを完結させるために、使用済み燃料からプルトニウムを回収したいと考えていた専門家がいたことはよく知られていた。実際、内部からの情報によれば、1980年代初頭の韓国原子力研究所(KAERI)における使用済み燃料や関連化学物質の一連の取り扱いには、プルトニウムを無意味に「いじくる」ことによって、科学的実験をこえて再処理の領域に入りかかっていたことが知られている。そして、韓国自身が核兵器を獲得すべきだと公然と議論する不埒な者もいた。

しかし、韓国の核開発にすべてが正式な原子力発電プログラムであるとお墨付が与えられることにより、韓国政府が厳格に原子力の保障措置義務を守り、KAERIの科学者のうぬぼれを抑制し、さらにすべての核兵器関連研究および技術能力を放棄することになるだろうと、多くの専門家は考えていた。確かに、北朝鮮との対峙を通じて、韓国がNPT・IAEA保障措置システムを厳格に守っているという事実、また1992年の朝鮮半島非核化宣言(南北朝鮮はプルトニウムおよび濃縮施設の取得を放棄した)や、オーストラリアが韓国にウランを供給することに合意した1979年の「原子力平和利用および核物質の移転に関する豪韓協定」のようないくつかの二国間協定やそれに明記された国際規範を韓国が厳格に遵守しているという事実により、この考えはさらに強く支持されていったのである。

したがって、韓国の科学者が2000年にウラン235を10%レベルまで濃縮したということ、さらにIAEAによる環境サンプリングにより明らかになるまでそのような事実を上司に隠していたということ、この双方が明らかにされたことは、下記の二つの理由により極めて憂慮されるべき問題といえる。

第一に、韓国の多国間原子力保障措置義務の履行に責任ある当局がこれらの事実を知らなかったことは、つまり、原子力施設が金融機関同様にお粗末な規制下にある可能性があることを示唆している。

第二に、韓国自身が、北朝鮮の原子力プログラム、特にそのウラン濃縮プログラムを終了させようとしていた時期に、この情報が内密にされていたという事実は、韓国やアメリカに代表される同盟国に対し、北朝鮮や他の第三国から「偽善的だ」とか「二重基準による差別だ」といった批判を招きかねない。

従って、一般の目には見えないところで韓国の科学者により一体何が行われていたのかと問うことは公平であり、IAEAの基準及び規則に則った解決だけではなく、韓国政府自身による完全な情報公開が求められる。

何が行われたのか？

2000年1月から2月にかけて、KAERIの科学者4、5人によりウラン濃縮実験が三回行われた。使用された装置

は、その後、「汚染」しているとの理由からKAERIにおいて解体、保管されていた。この実験の本来の目的は、ガドリニウム157(中性子吸収体)を他のガドリニウム同位体からAVLIS(原子レーザー同位体分離法)を用いて分離することであった。

この実験で分離されたのは、10%の濃縮ウラン0.2gであった。KAERIは、2004年6月まで、韓国科学技術省(MOST)にこの実験の報告をしていなかった。濃縮ウランの量が極めて微量であったため、KAERIは当該実験を隠すことができると考えていたようである。

その結果、MOSTが2000年にIAEAへ当該実験の報告を怠ったということは、NPT・IAEA保障措置協定下における韓国政府の義務違反だと判断される。現時点で、MOSTおよびKAERIは、IAEAと韓国間の保障措置協定に違反したとは認めていない。しかしながら、当該保障措置協定はそのような報告を明確に要求しており、韓国がそれに違反したことは明白であろう。この点については、近いうちにIAEAが韓国による報告書を検討の上、判断することになる。

なぜ今なのか？

2004年2月19日に韓国議会議がIAEAと韓国間の保障措置協定の追加議定書(INFCIRC/540)を批准したため、MOSTはIAEAに対して、以後180日以内に、韓国の原子力燃料サイクル活動および施設のより詳細な情報を提出しなければならなくなった。この追加議定書が仮に履行されれば、査察官が求めたアクセス可能な地域での環境サンプリングが要求されることになる。KAERIの施設におけるそのようなサンプリングは、10年前の北朝鮮寧辺で起きた一連の騒動と同様、核物質の痕跡を明らかにしたであろう。

KAERIは、追加議定書が発効すれば、当該実験を秘密にしておくことはもはや困難であると考え、ようやく2004年6月下旬になって、MOSTにウラン実験の事実を告白した。MOSTの官僚は2004年8月17日にこれらの活動をIAEAに報告し、結果、同年9月2日に世界中を驚かせることとなった。しかし、「北朝鮮の行動とバランスをとる」という意味に受けとめられたためか、韓国国民の実に3分の2以上は、このニュースに動揺しなかったようだ。

KAERIの今回のウラン濃縮実験だけで、韓国政府が核兵器物質を取得する意図を有していたと解釈されるべきではない。ウラン濃縮実験は特定の計画の下に遂行されたわけではなく、また韓国政府あるいは上位の政策決定者からの援助があったわけでもない。韓国は、IAEAとの保障措置協定を非常によく、模範的に履行している。それに比べて、北朝鮮はIAEA査察官を追放にした上、NPTからも脱退したのである。

「核工学週報(Nucleonics Week)」は、2002年にアメリカ

の専門家がKAERIに、亜鉛の分子レーザー同位体分離 (MLIS) を行うことを提案したが、核不拡散の観点から米国エネルギー省により却下されたと報告している。これが正しいとすれば、KAERIの科学者たちは、つい2年前にもレーザー濃縮技術に興味を抱いていたということの意味している。だが、兵器目的の高濃縮ウランの生産には、実際にKAERIで見つかったより先ずっと大きな装置が必要だったはずである。

プルトニウム分離

今回のウラン濃縮実験の露呈は、1982年4月から5月にかけて韓国はプルトニウム分離実験行っていたというその後の告白によりより強調されることとなった。KAERIの研究者の小グループが、微量 (mg単位) のプルトニウムをTRIGA Mark III研究炉 (熱出力2MW) から出た約2.5kgの使用済み燃料から抽出した。(尚、北朝鮮寧辺の5MW黒鉛炉の熱出力は約25MWである。)

2000年のウラン濃縮活動と同様に、KAERIは1982年の当該プルトニウム活動もMOSTに報告していなかった。アメリカの有識者の間では1980年代初頭より噂となっていたが、実際に、MOSTはプルトニウム分離実験のことを2003年まで知らなかったようである。

IAEAは、1997年と2003年にKAERIの旧施設から環境サンプルを採取し、プルトニウム分離の物的証拠を入手した。ソウルにある旧KAERI施設における1997年および2003年のIAEA環境サンプル採取は、当時の保障措置協定下では義務づけられてはいなかったが、KAERIにより容認されていた。KAERIによるプルトニウム分離実験は、2003年12月のIAEA・MOST間の保障措置に関する会合において話し合われた。

結論

仮に一連の活動がすべてIAEAにより記録され、これ以上の違反が明らかにならないとすれば、韓国による「誤った冒険的核開発」は以下のような肯定的な結果をもたらすと考えられる。

第一に、この事件によって、エネルギー安全保障を追求する手段として、韓国が再処理による核燃料サイクルを完結させるべきである、あるいは濃縮能力を獲得するべきである、といったさらなる考えが打ち碎かれる可能性がある。

第二に、この事件は、新たなIAEA保障措置協定の追加議定書が機能していることを示している。環境サンプル採取および協定に基づいた放射化学的検証の結果、韓国の科学者達は、物的証拠の隠滅の試みの痕跡や三年という遅れがあったものの、当該事実を明るみに出したのである。

第三に、このような韓国自らによる公表は、北朝鮮に対して、彼らの面子を保った上で、自らのウラン濃縮活動が新技術への過剰な野望を抱いた科学者によって間違った方向へ導かれた、誤ったものであるとの説明を行う機会を与えることができる。これは、こうした活動が北朝鮮の活動と同じ次元で比較対照されるべきものだ、という意味ではない。状況の解決策が同じ方向性を持つ可能性があるということを示唆しているのである。恐らく、このような韓国による公表は、核開発活動における完全降伏を意味する「リアモデル」より先、「北朝鮮モデル」にあてはまるのである。

第四に、このことは、韓国自身に対しても、地域を安定化し、一部の日本の政治家にみられるような隠れた核開発能力への野望を挫き、自らの非核へのコミットメントを重ねて断言する機会を与えることになる。例えば日本のメディアは、韓国のウラン濃縮や過去のプルトニウム製造を大きな関心と懐疑心を持って伝えていた。

第五に、もし正しく扱われれば、この一連の騒動は、北朝鮮の原子力活動及び関連問題を話し合うために北京で開催される次回の六カ国協議を停滞させるのではなく、むしろ加速させるかもしれない。北朝鮮においては、小型核の製造に十分な量のプルトニウムがもはや保障措置下に置かれておらず、すでに兵器化されている可能性があるという事実は、当該地域において最も緊要な核拡散問題である。その解決にむけて、まっすぐにわき目も降らず進むべきであり、韓国の驚くべき今回の「寄り道」により、この当初の問題から目をそらすことは、決してあってはならない。(訳: 向和歌奈、久住涼子、鈴木達治郎、ピースデポ)

この論文はカン・チュンミン、鈴木達治郎、ピーター・ヘイズの3名による共著である。カン・チュンミンは韓国ソウル在住でノーチラス研究所所属の原子力政策アナリスト、鈴木達治郎は東京大学所属の原子力政策アナリスト、ピーター・ヘイズはサンフランシスコのノーチラス研究所長である。

なお、この記事に記載されている意見は筆者3名の意見であり、ノーチラス研究所の正式な方針を必ずしも表しているものではない。ノーチラス研究所はさまざまな議題において多様な見解や意見を集めており、読者からのコメント・意見・批判を歓迎するものである。

出典: 米ノーチラス研究所「北東アジア平和安全保障ネットワーク〈特別レポート〉」
http://www.nautilus.org/archives/pub/ftp/napsnet/special_reports/0435-ROK.html

2

米国に翻弄される日本のミサイル防衛計画

2003年12月19日、日本政府は、米国のミサイル防衛(MD)システムを購入し、日本自身の初期配備を進めることを正式に決定した(本誌201・2号参照)。その5年前に始まった日米共同技術研究においては、あくまで「研究」であることを強調していた日本が、なぜ一足飛びに配備に踏み切ったのか。これについては、政府内でも十分な議論が持たれないまま、なし崩し的に日本のMDシステム配備は既成事実と化し、日本の防衛に関する基本政策を変えようとするまでに拡大しつつある。以下、MD計画への日本のかかわりについて、現状を整理する。

日米共同技術研究

1998年12月、日本政府は、海上配備型システムを対象とした日米の共同技術研究への着手を決定した。その翌年の8月16日、日米両政府間で「了解覚書(MOU)」が交換され、MDに関わる日米の共同技術研究が正式に始動した。両政府が研究対象として合意したのは、本誌前号で解説した「イージス弾道ミサイル防衛システム」である。共同研究はスタンダード・ミサイル(SM-3)の高性能化・長射程化を目指すとした。日本が分担する研究テーマは下図の4項目であると説明されていた。ただし、前述の「了解覚書」が情報公開されておらず、現在においても日米両政府が合意した共同技術研究の全容は明らかにされていない。

日本政府は、共同研究が即「開発」や「配備」を意味するものではないと繰り返し、それらの段階への移行については、「技術的な実現可能性及び将来の我が国の防衛の在り方等について十分検討した上で行う(1998年12月25日、官房長官談話)と慎重な姿勢を示していた。国会でも、野党側の追及に対し、当時の野呂田芳成防衛庁長官が、「(システムを)開発したりまた配備するという話では全くございませんで、それとは全く別の時点での話でありますから、そういう意味で、研究をすることをお

認めいただきたい」と発言している(1999年2月1日、衆院予算委員会)。米政府のMD初期配備決定が報道された2002年12月17日には、米ミサイル防衛局(MDA)を視察中の石破防衛庁長官が、「開発・配備を視野に検討を進めたい」と発言し波紋を呼んだが、その後の会見で福田官房長官が、「わが国の防衛のあり方などについては、今後十分な検討をしたうえで判断していくことに尽きる」と石破発言を打ち消した(『毎日新聞』02年12月17日)。

米ミサイル防衛システムの導入

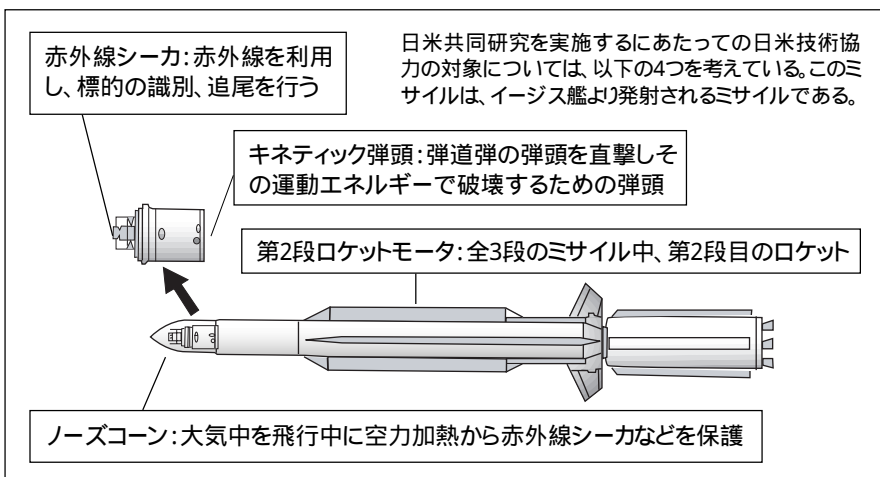
しかし、2003年12月19日、日本政府は、共同研究を一旦脇に追いやるような形で、米国が独自に開発したミサイル防衛システムを導入することを決定した。これまでMDシステムの「開発」「配備」に慎重な姿勢を示していた日本が、十分な議論のないまま、一足飛びに「購入」「配備」に踏み切ったのである。これにより「研究」から「配備」へ進むことへの歯止めは事実上無くなった。導入決定を前にし、石破長官は「(配備の)将来像の中に...日米共同研究というものが入っていくことはありえる」と答弁している(2003年10月2日、衆院安保委)。

日本が導入を決めたのは、自衛隊が保有する4隻のイージス艦への海上配備のSM-3システムの搭載(上層の防衛を目的とする) 地上配備の地对空ミサイルPAC-3の配備(下層の防衛を目的とする)からなる「多層防衛システム」であり、2007年から2011年の配備を予定している。加えて、日本の計画には、空自の「自動警戒管制組織(バッジ・システム)の性能強化、弾道ミサイルを捕捉する地上配備型の「警戒管制レーダー(FPS-XX)の導入なども含まれる。これらに関連する2004年政府予算は、総額約1,068億円に上った。2004年8月31日に発表された防衛庁の2005年度予算概算要求には、ミサイル防衛関連として、SM-3の発射実験準備(61億円)などを含む1,442億円が計上された(『産経新聞』04年9月1日)。

米国の圧力

日本政府は、米MDシステム導入に踏み切った理由として、「各種の試験等を通じて機能の有効性も確認され」、「我が国が既に保有している装備を活用することにより、経費を抑制しつつシステムを構築することが可能であり、費用対効果の観点からも適切なもの」との判断があったと説明した(小泉首相の発言。2004年1月22日、参院本会議)。

しかし、日本の判断の背後にあるのは、2002年12月17日、2004年以内のミサイル



日本が分担する技術研究項目 (『防衛白書(防衛庁編)2000年版より』)

防衛の初期配備決定を決定した米政府による強力な「売り込み」である。伝えられるところによれば、2003年4月7日、クラウチ米国防次官補の「同盟国と一緒に調達することで単位あたりのコストが下がる」との発言に対し、石破長官は「できるだけ真剣に取り組んでまいりたい」と答えたとされる(『毎日新聞』03年4月8日)。また、2003年6月、米ミサイル防衛局のケイディッシュ長官は石破長官に対し、ミサイル防衛計画に関するより緊密な協力を日本から得たいという米国の意向を伝え、「米国の提供するイージス艦配備の迎撃システムと地对空パトリオットの組み合わせが日本にとって有効であろう」と述べたとされる。

「開発」への勢い増す共同研究

このように、「開発」配備への扉が開かれた共同研究は、その後歯止めのないままに進んでいる。まず、日米両政府は、2005年9月および2006年2月に、日本の提供するノーズコーンを搭載したSM-3を使い、ハワイ沖で2回の共同飛翔実験を実施することで合意した。米国防総省の2004会計年度国防予算には、これら2回の実験準備として約5,400万ドルが計上された。日本側の共同研究における全予算額は明らかになっていないが、「防衛白書(2004年度版)によれば、「試作品の試験の実施に必要な経費」として、約76億円が計上されている。

前号で解説したように、SM-3は中間飛行段階にある短・中距離ミサイルの迎撃を目的とするものであるが、米国防総省(DOD)は、可能であればブースト(初期噴射)段階で大陸間弾道ミサイル(ICBM)を撃ち落とす能力をも獲得したいと狙っている。米国は自分たちの目的に合致した迎撃ミサイルの開発に日本の技術を使おうとしていると考えられる。これは、集団的自衛権に絡んだ重大な問題である。

さらに、前述した4つの研究項目に加えて、研究範囲の拡大も懸念されている。2004年5月12日、石破茂防衛庁長官は、衆院「武力攻撃事態等」の対処に関する特別委員会において、空中配備レーザー(ABL、前号参照)についても(共同研究の可能性を)議論する価値があるのではないかと発言している。また、米側がイージスシステムや、敵の弾道ミサイルを捕捉するレーダーなどにも研究範囲を拡大したいとの意向を日本側に伝えていたことが、MDA高官の話として報道された(「共同」04年9月10日)。

相次ぐ「武器輸出三原則」見直し論

迎撃ミサイルの共同生産が現実的な問題になりつつあるなか、日本政府は、国の基本政策である「武器輸出三原則」の見直しをめぐり大きく揺れ始めた。事実上の全面的な輸出禁止を定めた「武器輸出三原則」であるが、唯一の例外が1983年に認められた対米武器「技術」供与であり、日米共同技術研究もこの枠組みの範疇に留まるものであった。

しかし、日本政府が共同研究しているシステムの開発・配備に踏み切り、米国に部品を提供しようとするれば、三原則への抵触は必至である。そのため、共同研究に

ミサイル防衛についてより詳しく知りたい方には、ピースデポの本「ミサイル防衛 大いなる幻想」をおすすめします。

編:デービッド・クリーガー、カラー・オン
訳:梅林宏道、黒崎輝
2002年、高文研
会員価格1200円
一般価格1400円(送料別)



欧米をはじめロシア、日本、中国、韓国、インドなどの軍事・軍縮専門家20人が、それぞれの視座からミサイル防衛を検証、批判する。ご注文はピースデポまで。

参入している軍需企業や政府内からは、見直しを求める声が相次いでいた。さらに、防衛庁や自民党内には、米以外の国とも共同開発・生産が行えるよう、抜本的な見直しを求める声もあがっている。2004年1月13日、オランダを訪問中の石破長官は、「冷戦崩壊後、欧州では共同開発が常識だ。武器輸出3原則は冷戦期の発想に基づいている」と述べ、抜本的な見直しを検討する考えを明らかにした。翌日には、長官自身が、政府としては具体的に検討している事実はない、と訂正したが、この石破発言を皮切りに、3月に自民党国防部会、7月に日本経団連がそれぞれ見直しを提言するなど、各方面からの「見直し論」が浮上した。2004年度版「防衛白書」も、「国際紛争などを助長することを回避するという平和国家としての基本理念にたちつつ、各般の観点から検討していく」と明記している。小泉首相の私的諮問機関「安全保障と防衛力に関する懇談会」は、三原則の見直しは当然のこととして、米国に対してはミサイル防衛関連に限定せず、全面的な輸出解禁を求める内容を最終報告に盛り込む方針であると報道された(『産経新聞』04年9月17日)。

こういった「武器輸出三原則」見直しに向けた日本の動きが、米側から評価されるのは当然である。2004年6月、オベリング・ミサイル防衛副局長(当時、現局長)は、日本の武器輸出三原則見直しについて「さらなる日米協力の趣旨に完全に合意している」と歓迎した(「共同」04年9月10日)。

欠落する「地域安全保障」の視点

日米の共同技術研究、米ミサイル防衛システムの導入に対しては、国内外を問わず批判が後を絶たない。とりわけ、周辺国は日本のミサイル防衛計画に懸念を表明し続けており、地域的な平和と安定に対する悪影響は計り知れない。日本政府は、一貫して「(ミサイル防衛は)純粋に防衛的なシステムであり、周辺国に脅威を与えるものではない」と説明するが、そこにあるのは米国の決して「防衛的」とは言えない軍事戦略との連携をますます深めつつある日本の姿である。日本を動かしているものは、ミサイル防衛の必要性や有効性に関する冷静な分析や決断ではなく、米国の圧力という政治的な判断に過ぎない。真の「専守防衛」に求められる地域的な共通の安全保障の追求という概念はそこにはない。(中村桂子)

韓国も「ミサイル防衛」に参加 市民社会に広がる反対の声

李俊煥 イ・ジュンギョ、韓国『韓半島平和市民ネットワーク』運営委員)

密かに進む韓国のMD計画

韓国は、「ミサイル防衛(MD)に参加しない」という公式的立場をとっている。金大中(キム・デジュン)大統領(当時)は、「(韓国には)戦域ミサイル防衛(TMD)に参加する計画はない」と発言し(1999年5月5日、CNNとのインタビュー)、千容宅(チョン・ヨンテック)国防相(当時)も、「TMDは北朝鮮のミサイルに対する有効な防衛手段ではないと考える。近隣国の懸念を招く可能性がある」と述べている(1999年3月5日、外国人記者との会見)。

プッシュ政権の登場後、MD参加への圧力が強まったが、韓国は「戦略的曖昧さ」という形でMDに公式には参加していない。盧武鉉(ノムヒョン)政権も引き続き、「米国からのMD参加要求はない」「米国主導のMDに参加するという計画はない」と言っている。しかし、韓国の市民団体や専門家は、韓国がすでにMDに組み込まれていると考えている。在韓米軍にMDシステムが配備されているだけでなく、韓国軍もMDシステムを導入しているというのがその見方である。以下に詳しく述べる。

在韓米軍のMD配備と米韓共同のMD配備

2003年8月、米国は、改良型パトリオット(PAC-3)の韓国への配備を開始した。現在までに、烏山(オサン)と平沢(ピョンテック)と群山(クンサン)にパトリオット6基の配備が完了している。加えて、今秋には、PAC-3とPAC-2で武装した米軍1個旅団が、光州(クアンジュ)に入る予定である。その先遣隊は、10月1日に光州入りする予定だ。また、韓国の報道によれば、米軍はテキサス州にある第35対空砲旅団の本部を烏山に移転することも計画しているという。

韓国におけるMD配備および運用は、韓国軍と米軍が共同で実施している。韓米合同司令部「対空・対ミサイル師団」の師団長であるデイル・エイクマイアは、米空軍機関誌『エアロスペース・パワー・ジャーナル』(2001年、秋号)に、韓米合同司令部と在韓米軍は「TMD組織改編計画を完了し、その組織的概念を「テストしている」と書いた。

「韓半島平和市民ネットワーク」の調査発表をもとに、韓国の連合ニュースは、「烏山の米軍第7空軍司令部にある組織で、韓米が合同で対弾道ミサイル訓練に臨んでいる」と報道した(2001年12月20日)。この組織の名前は、「合同統合戦域ミサイル作戦部隊(CJTMO)C」という。「合同」は米軍と韓国軍の参加を、「統合」は陸・海・空の三軍が参加していることを指す。

韓国軍のMD兵器導入

毎年の政府予算の中にMD関連兵器が組み込まれているのではないかとこの疑惑も指摘されている。韓国の国防省が国会に提出した『2005年国防予算案』の中で、MDとの関連が疑われているのは、次の3項目である。

PAC-3導入(348億ウォン=約33億7200万円)〔新規事業〕

イーゼス艦導入(3251億ウォン=約314億7800万円)〔継続事業〕

AWACS(早期警戒管制機)導入(1037億ウォン=約100億4100万円)〔継続事業〕

特に注目されているのはPAC-3とイーゼス艦の導入である。韓国国防省は「PAC-3は古いナイキミサイルの代替として購入する」「イーゼス艦はMDには無関係である」「新兵器導入は国防近代化計画の一環である」と説明している。

一方、2002年10月8日に延世大学で開催された韓米両国の外交安保分野の専門家や政府高官が参加する非公式会議の報告書が暴露された(『ハンギョレ』21日、2003年6月号)。会議では、「反米感情やMDに対する反対世論を勘案して、韓国のMDは国防近代化のための中長期計画という形で静かに進行」させるとことが議論された。

MDに反対する韓国市民社会

韓国では、「韓半島平和市民ネットワーク」をはじめ、「平和を作る女性の会」「平和と統一を開く人々」「参与連帯平和軍縮センター」などが共同でこの問題に取り組んでいる。目標は2005年国防予算におけるMD関連事業予算の削減である。「平和ネットワーク」は、国会の「MD反対決議案」を推進しているが、国会議員らの認識不足という壁に突き当たっている。

一方、光州では粘り強い戦いが続いている。光州の市民団体や地方議会は、「韓国の民主化の聖地に米軍の先端兵器が配備されて、光州が軍事基地と化するのは許さないと米軍パトリオット部隊の配備反対運動を展開している。民主化以後、最も多くの団体が集まって反対運動を繰り広げている。しかし、一般市民の認識はまだ十分ではない。今こそ、韓国のみならず、東北アジア地域でのMDに対抗する連帯が必要である。

(原文:日本語)

米軍再編を巡る主な動き(上)

(2003年11月25日～2004年9月25日)

本誌では、これまでも米軍再編にかかわる動きを追跡してきた。再編に向けての日米共同作業は、在日米軍基地の役割と機能を日米が洗いざらい点検する事を含む。米軍の抑止力維持と国民の負担軽減の両立は可能なのか。利害関係が錯綜する米軍再編を今号・次号と2回にわたって時系列で追う。

2003年			
11月25日	ブッシュ米大統領、米軍世界態勢・基地再編に向け、同盟国との本格的協議開始を声明。ラムズフェルド米国防長官は会見で、再編完了までに4～6年かかると指摘。	3月25日	ラムズフェルド米国防長官、記者会見で米軍世界再編の四原則を説明。「嫌がられる所に配備しない。」「マスメディアに出る具体情報は憶測に過ぎない。」
11月26日	福田康夫官房長官は定例会見で、米大統領声明に関し、日米協議の時期など未定と述べた。外務省は在沖米軍も対象との見解。	3月25日	2月末にラムズフェルド米国防長官がウズベキスタンを訪問、外相が米軍基地設置に肯定的コメント。キルギスでは反応は否定的。(ユーラシアネット)
11月26日	ラムズフェルド米国防長官、2004年早々、海兵隊三大隊をイラク派遣する運用計画を承認。	3月26日	WP紙、日韓米軍15,000人削減との米高官発言を報道。
11月27日	日本政府、12月中旬に米国との協議スタートの方針固める。(沖タイ)	4月4日	ジョーンズNATO軍総司令官、欧州の米軍基地は「蓮の葉」の役割と表現。WT紙のオハンロン原稿に登場。
12月1日	ラムズフェルド米国防長官、NATO国防会議 プリュッセル)で米軍再編の協議始める。(琉球)	5月17日	米国防総省、在韓米陸軍約3,600人のイラク派遣計画を説明。補充なく実質削減。ブッシュ米大統領が小泉首相、盧韓国大統領に電話。
12月8日	フェイス米国防次官、ポーランドを訪問。米軍基地開設についての交渉を開始。(ポーランド紙)	5月18日	米上院軍事委員会、BRACと世界態勢見直しの関係について詳細な論争。海外基地見直し委員会の存続を容認し、BRAC2005の実行が僅差で可決。下院に反する結果。
12月30日	ブッシュ米大統領、タイを主要同盟国に指定。	5月19日	米大統領府、米上下院にBRAC計画変更の立法には拒否権発動と警告。
2004年		5月20日	韓国政府筋、在外米軍四段階分類を2月に米が説明と明かす。戦力展開拠点、主要作戦基地、前方展開基地、安保協力対象地。
1月4日	米国防総省、各司令部にBRAC2005のための施設情報の提出を要求。1月28日が期限。国防総省の再編・閉鎖勧告は、2005年3月にBRAC委員会に提出予定。	5月24日	米議会予算局、ドイツ、韓国米軍再配備による予算減は僅かとの報告書(発行は5月)が判明。
1月8日	沖縄海兵隊2,400人規模、2月にイラク派遣。日米関係筋。(共同)	5月28日	韓国政府筋、米国が昨年6月4日の米韓協議で、在韓米軍約12,000人削減を打診したと明かす。
1月10日	沖縄普天間ヘリ20数機、イラク派遣計画が判明。合計3,000規模となる。(沖タイ)	6月4日	グアムが太平洋の戦略的基地に。原潜(現在3隻)2006年までに3隻追加の予定。追加空母はパールハーバー。(WT)
1月13日	米太平洋空軍ベガート司令官、グアムへの爆撃機常駐体制を検討と発表。(共同)	6月5日	ラムズフェルド米国防長官、シンガポールでの演説で米軍再編の四原則に言及。同盟国・友好国との連携強化、柔軟性の開発、急速展開能力の重視、作戦上の地域間の「人工的な壁」の廃止。
1月16日	マイヤーズ米統合参謀本部議長とコスグローブ豪州軍参謀長が共同記者会見で、米がオーストラリアに共同演習場の建設を要請したと伝える。米軍基地は作らない。(エイジ紙)	6月6日	ラムズフェルド米国防長官、基地周辺の負担軽減に踏み込んだ発言。(朝日新聞との機中単独会見)
1月27日	パウエル米国防長官、モスクワで東欧諸国に米国基地を設置する可能性に言及、ロシアの事前了解を得ながら進める意向を表明。ブルガリア、ポーランド、ルーマニアを挙げる。(WP)	6月7日	韓国外交通商省、6月6日ソウルでの在韓米軍削減に関する実務者協議で、米国側が12,500人を2005年末までに削減する案を提示と発表。翌日、石破防衛庁長官、日本に公式の打診ないと会見。
2月1日	日本政府、在外米軍再編について、沖縄県の負担軽減、抑止力の維持の二つを原則に協議を進める方針固める。	6月7日	米国が、沖縄海兵隊の一部を北海道陸自演習場に移駐させる案を日本政府に打診中と判明。自衛隊との一体化を狙うか。(朝日)翌日、北海道知事は定例記者会見で反対。
2月4日	竹内行夫外務事務次官とアーミテージ国防副長官による次官級「戦略対話」再開。沖縄などの負担軽減、在日米軍全体の抑止力の維持・強化、を要請。米側は日本側の意見に一定の理解。	6月18日	在韓米軍削減についての基本合意を、9月末の米韓防衛首脳会談までに合意する事を米韓両政府が18日までに合意。(共同)
2月10日	米欧州軍高官、米軍専門家が基地候補地の視察のため東欧を訪問予定と発言。ブルガリア、ポーランド、ルーマニア。(SPT)	6月21日	松沢成文神奈川県知事が米国防総省と国務省を訪れ、キャンプ座間への米陸軍第1軍団司令部移転案への反対を表明。米国側、構想の真偽に言及せず、再編の中で基地機能変更の可能性を示す。
2月24日	日米関係者、米国が普天間移設の促進のため日米協議を要請したと伝える。現行計画の見直しの可能性も示唆。(読売)		
3月1日	複数の日米関係筋、米陸軍第1軍団司令部のキャンプ座間への移転を昨年11月下旬の安保事務レベル協議で米が打診と明らかに。日本側は持ち帰り、昨年末に外交ルートで困難と回答。(共同)		
3月24日	在ドイツ米軍(71,000人)の半数、アジア米軍から15,000人を削減。東欧と中央アジアに小型基地を新設。アジア太平洋では、グアムに航空機、空母2隻体制(グアムかハワイ)(WP)		

神奈川
「住宅増設の見
返りに基地返還」
の日米合意

横浜市長は受け入れ / 逗子市長は国を提訴
ここにも
米軍基地をめぐる
「法と民主主義」の危機

二つの問題 -

「地位協定」と「三者合意」

9月2日、防衛施設庁は、日米合同委員会「神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第3回施設調整部会」における合意を発表した。その要旨は、

池子住宅地区(横浜市金沢区及び逗子市)の横浜市域に米軍家族住宅700戸を増設する。その代わりに横浜市内の根岸住宅地区(43%)、上瀬谷通信施設(24%)、深谷通信所(77%)、富岡倉庫地区(3%)、池子住宅地区の飛び地(1%)、小柴貯油施設の一部(10%)を返還する、というものである。返還面積は合計376%。横浜市内の米軍施設約530%の70%が返還されることになる。合意の概要を知らせる防衛施設庁の文書の主要部分を次ページの資料に示す。

この事案は、2003年の7月18日に「施設調整部会」の合意(以下「第1次合意」と呼ぶ)が発表されて以来、関係する自治体(横浜市、逗子市、神奈川県)と国、住民の間で論争的となってきた。「第1次合意」に比べ、今回の「第2次合意」は、住宅増設戸数を100戸減少させる一方、返還基地面積は70%ほど増やすというものとなっている。第1次合意では「部分返還」とされていた上瀬谷通信施設は「全面返還」とされ、また「第1次合意」にはなかった「小柴貯油施設」が返還協議対象に加えられ、その一部が返還されることになった。

しかしこの事案が抱える本質的な問題は、何も解決されていない。

本誌192・3号でも論じたように、「池子に住宅を増設する。その見返りに遊休基地を返還する」という日米合意には、二つの重大な問題がある。

第1に、「日米地位協定」との関係である。同協定第2条第3項は、遊休化した基地は「いつでも、日本国に返還しなければならない」と規定している。つまり代替施設の提供を返還の条件とすることを「地位協定」は禁止しているのである。第2は、住宅増設は国と逗子市との約束に反するという問題である。1994年11月17日、逗子市が現在ある854戸の住宅建設を受け入れるにあたって、国(防衛施設庁長官)、神奈川県知事そして逗子市長の間で交わされた「三者合意書」には、逗子市に対する「横浜防衛施設局長回答(1984年9月5日)を引用する形で、「住宅建設戸数の限度を遵守することについて:家族住宅を追加建設する考えはない」と書かれている。しかし、国は「三者合意」はあくまでも逗子市域を対象とするものであり、横浜地域への増設は合意違反ではないと主張している。

横浜市長は
「誠意を評価」と受け入れ

中田宏横浜市長は、「第2次合意」が明らかにされた9月2日、これを「国の誠意として認められる」と評価、早々と受け入れの方向性を示した。実は、「第2次合意」の内容は、横浜市が8月4日の「市内米軍施設に係る国からの申し入れに対する声明」の中で行った提案をほぼ全面的に受け入れるものであった。中田市長はこの「声

6月23日 ファイス米国防次官、下院軍事委員会で証言。再編の五原則、再編計画概要を7月中にまとめる方針。東アジア再編では在日・在韓米軍基地や司令部の整理・統合と空・海軍の戦力強化を説明。

7月8日 オーストラリアのヒル国防相が豪米が合同防衛訓練施設を両国に設置する事で合意した事を明らかにした。(ABCラジオ会見)

7月8日 グレグソン米太平洋軍海兵隊司令官、沖縄海兵隊をグアムや米本土より先日本国内に移転する事が望ましいと表明。一部をキャンプ富士やキャンプ座間に移す構想に沿った発言。

7月15日 -17日 米サンフランシスコで外務・防衛当局による非公式の日米審議官級協議を開催。米側は、厚木基地の岩国基地への移転、沖縄海兵隊の一部のキャンプ富士、キャンプ座間への分散移転、第13空軍司令部(グアム)の横田第5空軍司令部への統合等を提示。

7月16日 米海軍、横須賀母港のキティホークに次ぐ2隻目の空母を太平洋に配備する方針。母港はハワイかグアムを検討。(朝日)

7月20日 日本政府、日米協議の日米再編案は、打診段階との認

7月20日 識を強調。外務省幹部「正式提案ではない」、石破防衛施設庁長官「具体的提案との報告はない」といずれも内容に言及せず。(朝日)

7月20日 米海軍、西太平洋に遠方への展開能力を大幅に強化する新型の事前集積船を配備する計画。紛争地域の近くに地上基地を確保できない場合の出撃拠点となる「海上基地」構想。(朝日)

7月20日 細田官房長官、閣議後の記者会見で、米軍の再編構想により日米安保条約の「極東」範囲を超える広域の司令部機能を持つ可能性に関して、条約の「極東条項」改定は不要との認識。

7月23日 米ワシントンでの在韓米軍再編を巡る米韓協議が終了。2011年までに、基地数を現在の41箇所から17箇所に、総面積を現在の約24,000haから約8,300haへと約34%に削減を暫定合意。

沖タイ=沖縄タイムス。琉球=琉球新報。WP=ワシントン・ポスト。WT=ワシントン・タイムズ。PS=プレスサービス。BRAC=基地閉鎖再編。STP=セントペテルスブルグ・タイムズ。SDUT=サンディエゴ・ユニオン・トリビューン
(作成:菊地一之、梅林宏道)

明」の中で、前記の「日米地位協定の大原則」を強調しつつ、しかし、国が返還と住宅増設の「一括処理」を頑なに主張していることから、「市民、市会、市行政は、それぞれの立場で苦悩をともにしてきた」と述べ、「熟慮に熟慮を重ねた結果」として、「返還地の拡大と住宅増設戸数の縮小」を提案したのだった。

したがって、中田市長が9月22日、「第2次合意」の受け入れを正式に表明、国に伝えたのは、むしろ当然のことであった。

こうして中田市長は、自らが提起した「条件闘争」によって達成した「返還地の拡大と住宅増設戸数の縮小」という成果と引き換えに、「地位協定の原則」つまり基地と自治体の関係を律する「法の支配」を事実上機能停止させてしまった。これは、成果をいかに強調しても補いきれない損失と悪しき前例を、自治体の基地返還運動の歴史に残すものだといっても決して過言ではない。

逗子市長は、「三者合意違反」と国を提訴

一方、長島一由逗子市長は、昨年7月に「第1次合意」が明らかにされると直ちに住宅増設反対を表明、8月24日には市民の信を問うために辞職、9月の市長選で再選されるなど、一貫して「三者合意」を根拠に闘う姿勢を堅持している。

9月16日、逗子市議会は「国が、米軍家族住宅等の建物を追加建設してはならない法的な義務を負うことを確認するため」に国を提訴することを決議、市は17日には横浜地裁に訴状を提出した。逗子市による説明文書「提訴に至る経緯」は、次のように言う。「(1980年に国が住宅建設を発表して以来、逗子市及び逗子市民は、全市をあげて、米軍家族住宅建設には絶対反対の立場を表明した。しかし、国は、国有地である池子の森に、米軍家族住宅の建設を強行した。」そして、「三者合意の対象は逗子市域に限られており、横浜地域に建設することは三者合意には違反しない」という国側の主張に対して、次のよう

に反論している。「しかしながら、国は、過去の市民に対する説明ビラ等で横浜市を含む池子の森全体の保全を明示しており、それに加えての上記『三者合意』をもって、逗子市は国との間で、池子の森には、米軍家族住宅を追加建設しないことを約束した。そして、『三者合意』は、横浜地域を含む池子の森の米軍家族住宅をめぐる問題を解決するためになされたものであり、『三者合意』がなされた経緯に鑑みれば、決して逗子市域部分に限ったものではなかったことは明らかである。」

たしかに、お役所流の狭義の「文書主義」に立てば、「三者合意」の地理的対象にはグレーゾーンが存在することは否定できない。しかし、1984年から94年までの間に、市長のリコール1回、市長選4回、住民投票条例の提案と否決5回...と「逗子市は民主主義の実験場」とも呼ばれた運動の高揚の中で積み重ねられてきた逗子の「民意」が「三者合意」の根底にあることをすべての当事者は銘記するべきであろう。長島市長は、6月22日の「市長臨時記者会見」の中で、次のように話している。「(略)私だって、国家間の外交で考えたら日米関係を重視して対応するというのはわかれますけれども、私は反米でもありませんし、日米安保反対でもない。では、アメリカとの関係を重視するといえば、何でもまかしておるのかと言えば、そうではないだろうと。特に今回の場合は、やはり国と自治体、あるいは市民に約束してもらった内容が、それが誠実に守られなければ(逗子市ホームページ「市長会見記録」から)。

住宅増設は「ハブ(中核)基地」としての横須賀海軍基地の機能を将来にわたって保証するという意味で、現在進行中の米軍の世界的態勢再編(GPR)と密接に関係している。本誌217号が論じているように、GPRは日米安保条約の前提を揺るがす内容を含んでいる。そして個々の基地の再編においても、「日米地位協定」と「民意」という「法と民主主義の支配」は大きく揺らいでいるのである。(田巻一彦)

資料

<日米合同委員会>

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第3回施設調整部会の会議概要(抜粋)

2004年9月2日、防衛施設庁

3 さらに日本側から、横浜市長声明を別紙のとおり紹介し、日本側としては、本件協議で対象となっている施設・区域が所在する横浜市の新たな提案を重く受け止めており、地元の理解を得るためには同市の新たな提案に対する十分な配慮が必要である旨、また逗子市に対しても引き続き理解を求めていく考えである旨発言した。

4 日米双方で協議した結果、次の諸点について日米間の認識が一致したところである。

(1) 施設・区域の返還に関し:

ア 本件協議内容が日米合同委員会により最終的に承認されれば、個々の施設・区域における現在の使用が終了した時点

で、以下の施設・区域については、必要性がなくなるため、返還に向けた手続きが開始される。

上瀬谷通信施設(一部)

深谷通信所

富岡倉庫地区

「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜地域飛び地部分(約1.2ヘクタール)

イ 根岸住宅地区については、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜地域での住宅及びその支援施設の建設が完了した時点で返還される。

ウ 上瀬谷通信施設の残余部分(住宅及び支援施設が所在する地区等)については、現在の使用が終了し、それによりその

必要性がなくなった時点で、返還に向けた手続きが開始される。

エ 小柴貯油施設については、他の施設・区域と同様、引き続き、その必要性を検討し、必要性がなくなった時点で返還されることとなる。

当該施設・区域の一部については、米側は、早期返還の達成に向けて、所要の措置をとる。

(2) 池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜地域での住宅及びその支援施設の建設に関し:

ア 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜地域での住宅及びその支援施設の建設に伴う改変面積については、同施設の横浜地域の面積の半分に抑制し、自然環境の保全に配慮する。

イ 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜地域での住宅及びその支援施設の建設については、住宅建設戸数を700戸程度に縮減した上で、住宅及びその支援施設を建設する。

《被爆60年 - 2005年を核廃絶への転換の年に!》 2.19集会(仮称)第1回実行委員会のご案内

広島・長崎の被爆から60年、NPT(核不拡散条約)の再検討会議が開かれる2005年を核廃絶への転換に
するため、動き始めよう!

10月16日(土)午後2時~5時
会場:全労災東京会館、会議室
新宿区西新宿7-20-8
(03-3360-6031)
資料代:1000円

記念講演「2005年に向けた動きと NGOの活動」

レギナ・ハーゲンさん(核拡散に反対する国際科学技術者ネットワーク:INESAP国際コーディネーター)

<呼びかけ>

核兵器廃絶市民連絡会
核兵器廃絶をめざすヒロシマの会(HANWA)
核兵器廃絶ナガサキ市民会議

日誌

2004.9.6~9.20

作成:中村桂子

IAEA=国際原子力機関/MD=ミサイル防衛/PCB=ポリ塩化ビフェニール/SLBM=潜水艦発射弾道ミサイル/WB=ホワイトビーチ/WMD=大量破壊兵器

9月6日 米海軍が新潟県に対し、イージス艦「レイク・エリー」の新潟初入港を打診、同県が「埠頭は、満杯」と拒否していたことが明らかに。

9月7日 政府、国民保護法制整備本部会議を開き、国民保護法の施行令案と関連政令案の要綱を了承。

9月7日 米海軍、イージス艦「レイク・エリー」が10月8-11日に予定していた苫小牧港寄港を中止すると苫小牧港長に通知。

9月7日 米海軍が初めて世界規模で実施した演習「サマーパルス04」に参加していた米空母キティホーク、米海軍横須賀基地に帰港。

9月8日 ロシア海軍、SLBM発射実験に成功。北方艦隊所属の戦略原潜から発射されたSLBMはカムチャッカ半島の演習場に着弾。

9月8日 IAEAのリビア検査で、核兵器製造に転用可能として輸出が規制されている日本製の精密機器が見つかったことが明らかに。

9月9日 逢沢副外相、米國務省でアーミテージ副長官と会談。国内での米軍事故の対応に関する指針策定の必要性認識で一致。

9月9日 日米韓、北朝鮮の核問題をめぐる外務省局長級の非公式会合を開催(～10日)。

9月9日 日米MD共同技術研究で、米側が「イージス・システム」やレーダーなどに研究範囲を拡大したいとの意向を日本側に伝えていたことが明らかに。(本号参照)

9月11日 小泉首相の諮問機関「安全保障と

防衛力に関する懇談会」が今月中にまとめる報告書の骨格が明らかに。

9月12日 韓国の聯合ニュース、北京の消息筋の話として、北朝鮮北部で9日に大規模な爆発がありきのこ雲が観測されたと報道。

9月12日 ライス米大統領補佐官とパウエル國務長官、北朝鮮の爆発報道について、現段階で核実験の可能性はないとの見解を表明。

9月13日 エルバラダイIAEA事務局長、韓国が80年代にウラン転換実験を未申告の三施設で行っていたことを明らかにし、深刻な懸念を表明。

9月13日 北朝鮮の白南淳外相、英国代表団に対し、同国北部で起きた大規模爆発は水力発電所建設のための爆破と説明。英BBC放送。

9月13日 パウエル米國務長官、上院政府活動委員会の公聴会で証言。イラクのWMDについて「今後見つかりそうもない」。

9月14日 米海兵隊、岩国基地の第212海兵戦闘攻撃飛行隊所属のFA18ホーネット機が訓練中に豪州で墜落したと発表。

9月15日 アナン国連事務総長、「イラク戦争は違法だった」との見解を示す。英BBC。

9月16日 川口外相、日本のイラク攻撃支持について「決議に従わなかったのはイラクだ」とWMDが未発見でも問題はないとの見解を示す。

9月16日 逗子市議会、米軍池子住宅地区への住宅増設は認められないとして、国を提訴することを全会一致で議決。(本号参照)

9月16日 北朝鮮、英国、ドイツ、ロシアなどの平壤駐在外交団を両江道三水郡のダム基礎工事現場に案内する。

9月17日 有事の際の国や自治体、指定公共機関の役割を具体的に規定した国民保護法が施行される。

9月18日 韓国、国家安保会議常任委で、核開発・保有を行わない意思の確認などを盛り込んだ「核の平和的利用に関する四原則」を決定。

9月18日 IAEA理事会、イランの遠心分離機の製造・組み立てなどの再開を懸念、活動の即時停止などを求める非難決議を採択。

9月19日 イランのロウハニ最高安全保障委員会事務局長、IAEAの非難決議について、「違法で、イランには何の義務もない」。

沖縄

9月6日 金武町キャンプ・ハンセン内の都市型戦闘訓練施設の建設現場から、台風18号の影響で赤土を含んだ雨水が大量に流出。

9月7日 衆院沖特委、米軍ヘリ墜落事故に関する閉会中審査。予定された日米地位協定に関する決議は採択に至らず。

9月9日 那覇防衛施設局、辺野古沖でのボーリング地質調査に着手。

9月12日 米軍ヘリが墜落した沖縄国際大で、事故に抗議し、普天間飛行場の早期返還を求める宜野湾市民大会が開かれ、約3万人が参加。

9月13日 宜野湾市民大会の伊波洋一実行委員長ら代表、外務省沖縄事務所と那覇防衛施設局を訪ね、市民決議と5万人署名を手渡す。

9月13日 沖縄国際大学で、同大と県、宜野湾市、米軍による合同環境調査が始まる。

9月14日 在日米軍再編問題で、米政府が嘉手納基地を自衛隊と共同使用すると共に下地島空港を補助空港として活用する案を政府に提示していることが明らかに。

9月16日 普天間爆音訴訟で、那覇地裁沖縄支部は普天間基地司令官に対する請求を棄却する判決。

9月16日 県、ヘリ墜落現場で採取した土壌の放射能調査結果を発表。放射能値に異常なし。

9月17日 宜野湾市民大会の伊波実行委員長ら代表、キャンプ瑞慶覧のクラウディ海兵隊外交政策部長に市民大会決議と署名を提出。

9月17日 日米両政府、日米合同委員会の「事故現場における協力に関する特別分科委員会」の初会合を外務省で開催。

9月17日 恩納村の志喜屋村長、空自恩納分屯基地で見つかったPCBを含む汚泥の村内処理の受け入れを表明。那覇防衛施設局に伝達。

今号の略語

ABL = 空中配備レーザー
DOD = 米国防総省
GPR = 世界的態勢再編
KAERI = 韓国原子力研究所
IAEA = 国際原子力機関
ICBM = 大陸間弾道ミサイル
MD = ミサイル防衛
MDA = ミサイル防衛局
MOST = 韓国科学技術省
NPT = 核不拡散条約
OECD = 経済協力開発機構
TMD = 戦域ミサイル防衛

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>

菊地一之 <kikuchi@peacedepot.org> 田巻一彦 <tamaki@pw.catv.ne.jp> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、菊地一之(ピースデポ) 田巻一彦(ピースデポ) 中村桂子(ピースデポ) 青柳絢子、大澤一枝、久住涼子、鈴木達治郎、津留佐和子、中村和子、向若歌奈、山口響、李俊揆、梅林宏道